

現行法

日弁連改正試案

I 契約締結過程に関する法規範

I 契約締結過程に関する法規範

第1 消費者取消権	
1 誤認取消	
① 不実告知	4条1①、4条4
② 不利益事実不告知	4条2
③ 断定的判断の提供	4条1②
2 困惑取消	
不退去・退去妨害	4条3
3 取消権の行使期間	
	7条

第1 消費者取消権			
1 誤認取消			
① 不実告知	修正	①「勧誘に際し」につき、広告など契約誘引段階の誤認惹起行為に拡張 ②「重要事項」につき、動機付け部分に拡大	4条1①、3
② 不利益事実不告知	修正	故意要件を削除 ※重要事項の修正は上述	4条2、3
③ 断定的判断の提供	修正	「将来にうける・・・変動」という限定を削除 ※「勧誘に際し」は上述	4条1②
2 困惑取消			
① 不退去・退去妨害	—		5条1①②
② 非身体拘束型困惑惹起	新設	職場や自宅への執拗な電話等による困惑惹起行為に取消権を拡大	5条1③
3 つけ込み型不当勧誘取消	新設	高齢者の判断能力の減退等につけ込んだ不当勧誘に取消権を拡大	6条
4 取消権の行使期間	修正	取消権の行使期間を「3年、10年」に伸張	11条
5 追認・法定追認の排除	新設	民法122～125条の適用排除	12条
6 取消の効果	新設	現存利益に限定。信義則に反する事案では原状回復義務を減免	21条

第2 事業者の努力義務	
1 情報提供努力義務	
	3条1
2 契約条項の明確化等	
	3条1

第2 損害賠償請求権			
1 誤認・困惑・つけ込み	新設	取消権+損害賠償請求権を明定(事業者に故意・過失無い場合を除く)	7条⑤
2 情報提供義務・説明義務	修正	情報提供義務・説明義務を法的義務として明定+損害賠償請求権	7条①
3 不招請勧誘・再勧誘	新設	不招請勧誘・再勧誘という不当勧誘への損害賠償請求権	7条②③
4 適合性違反	新設	適合性原告違反という不当勧誘への損害賠償請求権	7条④
5 その他の不当勧誘行為	新設	不当勧誘行為への受け皿規定の創設	7条本文
第3 消費者公序規定			
1 解釈規定	新設	消費者契約における公序良俗違反の解釈規定	8条1項
2 個別規定	新設	不当勧誘行為によってもたらされた過大な不利益契約の無効	8条2項
第4 契約条項の透明性			
契約条項の明確化・平易化	修正	法的義務として明定+消費者有利解釈の新設	14条、15条

II 契約内容に関する法規範

II 契約内容に関する法規範

第1 現行法の修正	
1 一般規定	10条
2 損害賠償の免責条項	8条
3 過大な違約金①	9条①
4 過大な違約金②	9条②

第1 現行法の修正			
1 一般規定	修正	前段要件・後段要件を最高裁判例に適合した内容に修正	16条
2 損害賠償の免責条項	—	※「瑕疵」概念への対応は必要	17条①⑤
3 過大な違約金①	修正	「平均的損害」の立証責任の転換	17条⑥
4 過大な違約金②	修正	14.6%の引き下げ(法定利率の2倍)	17条⑦

第2 新たな不当条項リスト	
1 不当条項①(ブラックリスト)	新設
2 不当条項②(グレーリスト)	新設
第3 不当条項の効果、損害賠償請求権	
1 不当条項の効果	新設
2 損害賠償請求権	新設

1 不当条項①(ブラックリスト)	新設	契約解除権条項、解除権排除条項、サルベージ条項など	17条⑧～
2 不当条項②(グレーリスト)	新設	損害責任以外の法的責任の免責条項、証明責任の加重条項など	18条
1 不当条項の効果	新設	不当条項の全部無効と他の条項には影響がない原則などの明定	19条
2 損害賠償請求権	新設	不当条項使用行為で損害を被った場合の損害賠償請求権の明定	20条

III 定義・適用範囲

IV 定義・適用範囲

1 消費者等の定義規定	2条
-------------	----

1 消費者等の定義規定	修正	基本的に現在の定義を維持。一部修正(事業に直接関連しない取引)	2条
2 事業者間契約への準用規定	新設	消費者的事業者に準用できる旨を明文化	29条

III 消費者契約の特則等に関するその他の法規範

1 消費者契約約款	新設	定義、組入要件、不意打ち条項禁止、約款変更 ※民法改正の影響	13条
2 複数契約の無効・取消・解除	新設	複数契約が相互に密接関連している場合は一体で効力否定	22条
3 継続的契約の中途解約	新設	継続的役務提供契約等の中途解約権と違約金等の支払義務の制限	23条
4 消費貸借の特則①	新設	消費者が目的物交付前解除権を行使した場合の免責規定	24条
5 消費貸借の特則②	新設	消費者が期限内弁済をした場合の免責規定	25条
6 消費貸借の特則③	新設	商品販売契約等と与信契約に牽連性がある場合の抗弁接続	26条
7 賃貸借の特則	新設	賃貸借契約終了時の原状回復義務の加重条項の無効	27条